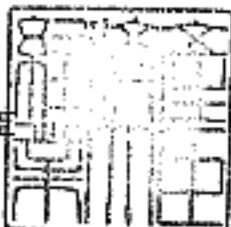


平成13・07・30原第9号

平成15年5月19日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可について（諮問）

日本原燃株式会社代表取締役社長 佐々木 正 から平成13年7月30日付け再発第34号（平成15年2月24日付け再計発第243号をもって一部補正）をもって、核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第51条の5第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第51条の5第3項において準用する法第51条の3第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の5第3項において準用する同法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第51条の3第1項第1号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、ガラス固化体の最大管理能力を2,880本に増すために必要な建物及び管理施設等を設置するものである。なお、本件申請に係る廃棄物管理の事業は、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（昭和62年6月、平成6年6月及び平成12年11月原子力委員会決定）に定める方針に沿ったものである。

以上のことから、本変更により原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

2. 法第51条の3第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る工事に必要とされる資金は、廃棄物管理施設の事業計画の一部として自己資金及び借入金により充当する計画であり、その確保に見通しがある。また、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び日本原子力発電株式会社は、廃棄物管理の事業の実施に伴い発生する総費用を負担することについて申請者と合意している。

以上のことから、本件事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があるものと認められる。